

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

中主地域包括支援センター運營業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年7月1日

野洲市長 栢木 進

### 1. 業務概要

- (1)業務名 中主地域包括支援センター運營業務委託
- (2)業務目的 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を担う中核的役割として、日常生活圏域ごとのきめ細やかな相談・支援体制を構築するために、地域包括支援センターを設置し、その運営を委託する。
- (3)業務内容 中主地域包括支援センター運營業務
- (4)担当圏域 中主中学校区
- (5)業務場所 野洲市吉地1131番地(旧シルバーワークプラザ中主)
- (6)業務期間 令和7年1月6日～令和11年3月31日
- 【引継期間】 令和7年1月6日～令和7年2月28日まで
- 【センター開設】 令和7年3月1日～令和11年3月31日まで

### 2. 委託料

委託料の契約上限額は次のとおりとする。

令和6年度	3,607,000円
令和7年度	28,364,000円
令和8年度	28,364,000円
令和9年度	28,364,000円
令和10年度	28,364,000円
合計	117,063,000円

※上限額は、年度毎の運営経費の総額としたもので、上限額を上回る見積金額は失格とする。

※消費税及び地方消費税については、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定による同法別表第1第7号の規定に関する、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第14条の3第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等(平成18年3月31日厚生労働省令告示第311号)により非課税とする。

※介護予防・日常生活支援総合事業に係る報酬及び指定介護予防支援業務に係る報酬は事業者の収入とする。なお、委託料には人件費、管理運営費等(光熱水費、センターの維持管理に要する経費並びに当該事業等業務に使用する経費等)を含むものとする。

### 3. 応募資格要件

応募者は、地域包括支援センターの運営を円滑に実施できる、次に定める、(1)から(7)までの全ての要件を満たす法人とする。

- (1) 介護保険法施行規則第140条の67の規定に基づくセンター設置資格を有する者  
(医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人)であること。
- (2) 令和6年4月1日時点において、次のいずれかの施設(事業所を含む)を現に運営している法人のうち、その運営実績が継続して5年以上あること。
  - ア 介護保険法に基づく地域包括支援センター
  - イ 老人福祉法に基づく老人介護支援センター(在宅介護支援センター)
  - ウ 介護保険法に基づく指定を受けてサービスを提供する施設(事業所を含む)。ただし、福祉用具貸与・販売のみの事業所は除く。
- (3) 地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 市から野洲市建設工事等入札参加停止基準(平成20年野洲市告示第138号)に基づく入札参加停止又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準(平成16年野洲市訓令第33号)に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納していない者であること。(過去を含めて税に未納がないこと。)
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 野洲市暴力団排除条例(平成23年野洲市条例第22号。以下「条例」という。)第6条の規定により、次のアからカまでの要件に該当する者でないこと。
  - ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
  - イ 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

### 4. 応募法人等の制限

次のいずれかに該当する法人は、応募することができない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことのある者(本市の取消しに限定しない。)
- (2) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体)
- (3) 宗教団体(宗教法人(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体)

- (4) 応募者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その資格を失うものとする。

## 5. 実施スケジュール

内 容	日 程
①公募について市ホームページへ掲載	令和6年 7月 1日 (月)
②質問書受付期限	令和6年 7月12日 (金)
③質問書の回答最終日	令和6年 7月18日 (木)
④公募申込書等受付開始(1次受付開始)	令和6年 7月19日 (金)
⑤公募申込書等提出期限(1次受付期限)	令和6年 7月30日 (火)
⑥参加資格審査結果通知発送	令和6年 7月31日 (水)
⑦業務委託提案書等提出期限(2次受付期限)	令和6年 8月19日 (月)
⑧プレゼンテーション審査	令和6年 9月13日 (金)

## 6. 手続きに関する事項

### (1) 問い合わせ先

〒520-2315  
滋賀県野洲市辻町433番地1  
野洲市健康福祉部高齢福祉課  
電話番号 077-588-2337  
メールアドレス [kourei@city.yasu.lg.jp](mailto:kourei@city.yasu.lg.jp)

### (2) 資料及び各手続きについて

「中主地域包括支援センター運營業務委託に係る公募要領」による。

※本市ホームページからダウンロードすること。なお、提出書類についても同様とする。

## 7. 選考方法等に関すること

書類審査(1次審査)として提出書類に不備がないか、応募法人の備えるべき要件を満たしているか等を審査し2次審査(プレゼンテーション審査)を受けることができる。

プレゼンテーション審査(2次審査)は、審査委員会において非公開で行う(審査対象事業者及びその関係者については、割り当てられた時間以外の入室は認めない)ものとし、全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査委員会において審査を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。

選定結果は、プレゼンテーションを受けた全応募者に、選考審査結果通知書により郵送で通知し、本市ホームページにて公表する。なお、受託候補事業者が辞退等の際には次点の事業者を繰り上げる。

## 8. 留意事項

### (1) 提出書類の取り扱い

- ア 提出された書類は全て返却しない。
- イ 提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ウ 提出された書類は、提出した者に無断で本選考審査以外には利用しない。
- エ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。

(2) 情報公開及び提供

市は応募者から提出された業務委託提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの選定法人候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

(3) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

(5) 応募辞退の場合

公募申込書類の提出後、都合により応募を辞退することになった場合は、速やかに「辞退届出書」（任意様式）により、担当課あてに提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 応募資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 公募要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションやヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が提案上限額を超える場合

キ 1法人が2案以上の提案をした場合

ク 提案に関して、談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき

ケ 提案者が他人の提案の代理をしたとき

コ 本公募要領に規定する応募資格を満たすことが確認されたが、その確認後において、次のいずれかに該当するとき

① 本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき

② 業務委託提案書等の書類に虚偽の記載を発見したとき

(7) 著作権等の権利

業務委託提案書等の著作権は、当該業務委託提案書等の作成者に帰属するものとする。

ただし、受託者が作成した業務委託提案書等の提出書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(8) 異議申立て

応募者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(9) 説明会

本プロポーザルにかかる説明会は開催しない。

(10) 提出後の書類記載内容の変更等

業務委託提案書等の提出後における記載内容の変更（追加・削除）は、原則として認めない。ただし、人員配置計画書に記載した予定職員が病休、退職等のため、やむを得ず変更を行う場合は、変更が必要になった理由及び変更後の職員について発注者が求める資料を提出し、同等以上の職員であるという発注者の了解を得なければならない。

(11) 提出された業務委託提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。